

法人口座取引規定新旧対照表

セゾン投信法人口座取引規定にて該当箇所を<変更前>から<変更後>の内容に訂正します。下線部は変更部分を示します。

当該改定は、2020年3月23日より改定します。なお、条および章の追加、削除により条番および章番のみが変更されているものについては記載しておりません。

(下線部変更箇所)

<変更後>	<変更前>
<p>第1条 (略)</p> <p>第2条</p> <p>(総合取引のお申込み)</p> <p>お客さまはこの規定のほか、「総合取引約款」その他の当社の定める約款・規定にしたがい、<u>当社所定の総合取引の申込書</u> (以下「総合取引申込書」といいます) に必要事項を記入のうえ、<u>署名・捺印し、これを当社へ提出することによって「総合取引」をお申込みいただくものとし、当社が承諾した場合に限り「総合取引」をご利用いただけます。</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>第6条</p> <p>(お届印)</p> <p><u>「総合取引」のお申込みの際、当社所定の「総合取引申込書」に捺印いただいた印影をもってお届印といたします。</u></p> <p>第7条</p> <p>(振替決済口座に係るお届印)</p> <p><u>「総合取引」のお申込みの際、「総合取引申込書」に捺印いただいた印影をもって、振替決済口座に係るお届印といたします。</u></p> <p><u>(2) 振替決済口座に係るお届印は、「総合取引」に係るお届印と同一のものとしていただきます。</u></p> <p>第8条～第11条 (略)</p> <p>附則</p> <p><u>2020年4月1日以降、第11条を以下の通り、下線部分について改定し適用します。</u></p> <p>第11条 (規定の変更)</p> <p><u>この規定の内容は、法令諸規則の変更又は監督官庁の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに「セゾン投信サイ</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条</p> <p>(総合取引のお申込み)</p> <p>お客さまはこの規定のほか、「総合取引約款」その他の当社の定める約款・規定にしたがい、<u>当社の定める方法により「総合取引」をお申込みいただくものとし、当社が承諾した場合に限り「総合取引」をご利用いただけます。</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(新設)</p>

〈変更後〉	〈変更前〉
<u>ト」又はその他相当の方法により周知します。</u> <u>(2) ~ (3) (削除)</u>	

以 上